

広島県告示第八百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和八年八月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

氏 名	施 術		業 務 類	指定年月日
	名 称	所 在 地		
小 請 陽 紀	ほねつぎ げんき 堂 広島海田院	安芸郡海田町月見町一〇番五号二階	柔道整復	令和八年七月一日